

令和 7 年度

年末年始建設業労働災害防止強調運動実施要綱

1 目的

宮崎県内の建設業における労働災害発生件数については、長期的に見ると減少傾向にあるものの、平成21年以降で、5年毎の死亡災害発生件数を集計してみると、平成21年～25年が11件発生、平成26年～30年が18件発生、令和元年～令和5年が19件発生、令和6年以降は既に6件発生しており増加傾向にあります。

また、平成27年以降（過去10回）の本件年末年始強調運動期間中（長期休業期間を含む46日間）における死亡災害は6件発生しており、平成27年以降の建設業死亡災害39件の15.4%を占めています。

このように例年、年末から年始にかけては死亡労働災害が増加する時期であり、特に建設業においては最盛期を迎える現場も多くなること、加えて、これから迎える年末年始は、長期の休業前の慌ただしい中での作業や休業後に生活リズムが戻らない中で作業が行われることがあるなど、労働災害の発生リスクが高まることが懸念されます。慢性的な労働者不足や県内労働者の高齢化の影響も相まって、死亡災害の発生リスクが高まるこの時期には、建設現場における安全管理活動への一層の取組みが重要となります。

以上のことから、年末・年始の時期を中心とした12月1日（月）から1月15日（木）までの期間中、労働災害の撲滅を目指し、関係行政機関、労働災害防止団体及び事業者が一体となって、本運動による労働災害防止の取組強化を図ります。

2 実施期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月15日（木）

3 主唱者

厚生労働省宮崎労働局

（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署）

国土交通省九州地方整備局

（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所）

農林水産省九州農政局（宮崎中部農業水利事業所）

宮崎県（県土整備部、農政水産部、環境森林部、宮崎県企業局）

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

宮崎県港湾漁港建設協会

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

4 重点事項

(1) 安全管理体制の整備等

- ・ 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任と的確な職務の遂行
- ・ 安全衛生教育の計画的実施
- ・ 新規入場者教育の徹底
- ・ K Y 活動の充実
- ・ 就業制限業務に係る資格確認の徹底
- ・ 「現場代理人による『安全現場宣言運動』」の取組の徹底

(2) 墜落・転落及び飛来・落下災害防止対策

- ・ 民間工事における手すり先行工法の導入促進
- ・ 高さが2メートル以上の箇所での墜落防止措置の徹底
- ・ 墜落制止用器具（フルハーネス型）の導入促進
- ・ 足場等における安全な昇降の徹底
- ・ 足場の組立て等作業主任者の選任と的確な職務の遂行
- ・ 脚立の適正使用とはしごの転位防止措置の徹底
- ・ 足場のメッシュシート、幅木等の飛来・落下防止措置の徹底
- ・ 足場の組立て等の業務に係る特別教育受講の徹底
- ・ ロープ高所作業における危険防止の徹底
- ・ 足場の点検時における点検者の指名及び足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存の徹底
- ・ 幅1m以上の箇所での本足場使用の徹底

(3) 建設機械・移動式クレーンの災害防止対策

- ・ 有資格者による運転の徹底
- ・ 建設機械の転落、転倒防止対策の徹底
- ・ 車両系建設機械及び移動式クレーンの作業半径内への立入禁止の徹底
- ・ 主たる用途以外の使用制限の遵守
- ・ 車両系建設機械運転中のシートベルト着用の徹底

(4) 地山の崩壊・倒壊災害防止対策

- ・ 地山掘削の作業計画作成と計画に基づく作業の実施
- ・ 掘削面のこう配基準の厳守
- ・ 地山掘削作業主任者の選任と的確な職務の遂行
- ・ 土止め支保工の適切な組立て及び点検の実施
- ・ 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの周知

5 主唱者の実施事項

(1) 主唱者の連携による実施事項

- ・ 建設工事現場への合同安全パトロールによる指導

(2) 関係行政機関及び団体の実施事項

厚生労働省宮崎労働局

(宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署)

- ・ 集中的な監督指導等の実施
- ・ ホームページの活用等による建設労働災害防止対策の周知・啓発

建設工事発注機関

国土交通省九州地方整備局

(宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所)

農林水産省九州農政局 (宮崎中部農業水利事業所)

宮崎県 (県土整備部、農政水産部、環境森林部、宮崎県企業局)

- ・ 工事施工計画段階における安全管理対策の確認及び指導
- ・ 現場担当者による安全管理状況の確認及び指導
- ・ 災害発生時の緊急連絡体制の確立及び避難訓練の実施状況の確認

労働災害防止団体

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

- ・ 会員事業者に対する建設労働災害防止対策の要請
- ・ 労働災害事例等の情報提供及びリーフレット等の配布

宮崎県港湾漁港建設協会

- ・ 会員事業者に対する建設労働災害防止対策の要請

(公社) 建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

- ・ 特定自主検査業者の検査時等における災害事例等の情報提供及びリーフレットの配布等による啓発
- ・ 会員事業場等が実施する車両系建設機械に係る安全教育に対する援助

6 事業場の実施事項

現場代理人等を中心とした現場での安全衛生活動の充実

経営首脳等による現場パトロールの実施

安全衛生教育の実施

建設三大災害 (墜落・転落災害、重機災害、崩壊・倒壊災害) 防止対策の徹底

墜落制止用器具 (フルハーネス型) の導入

「現場代理人による『安全現場宣言』運動」の取組

7 車両系建設機械等貸与者の実施事項

車両系建設機械、移動式クレーン及び高所作業車等の貸与時における技能講習修了証の確認

労働災害事例等の情報提供、リーフレットの配布等による啓発

8 その他

- (1) 事務局は宮崎労働局労働基準部健康安全課に置く。
- (2) 事務局は必要に応じ、関係機関及び関係団体を招集し、連絡会議を開催する。